

## 「衆参正副議長による議論のとりまとめ」についての意見

2017年3月16日 日本共産党

1、天皇退位の立法化にあたって、その立法理由が「退位を認めることについて広く（主権者である）国民の理解が得られている」ことにおかれるならば、憲法にてらして適合的であり、了としうる。

2、この点にかかわって「とりまとめ」にはいくつかの問題点がある。

①「おことば」を「重く受け止めている」とあるが、政治の側が「重く受け止めて」立法措置をとるとなると、憲法に背いた政治的権能の行使ということになりかねず、不適切であり、同意できない。わが党は、一貫して、天皇の発言は「理解できる」としたうえで「政治の責任において退位を立法化すべき」という立場を表明してきた。

②「特例法の概要」では、立法理由について、「共通認識」でのべられている「退位を認めることについての国民の理解」ではなく、「（天皇の）お気持ちが広く国民に理解され、共感が形成されていること」となっている。この表現も、憲法に背いた政治的権能の行使ということになりかねず、不適切である。

③「（天皇の）象徴としての行為は、国民の幅広い共感を受けている」など、天皇の「象徴としての行為」のすべてを肯定的に評価する記述があるが、わが党は、そうした評価には同意できない。また、退位を立法化するさいに、そうした評価を法律に書き込むことは必要がない。

3、「とりまとめ」のご苦勞は多としたいが、上記の問題点もあり、全会派を拘束する文書とすべきではない。

この問題は、憲法にかかわる重要な問題であり、自由な国民的議論を踏まえ、国会での慎重で十分な審議をつうじてすすめるべきであり、「とりまとめ」を今後の国会審議を縛るものとしてはならない。

以上